信楽高原鐵道　看板広告業務契約書

|  |  |
| --- | --- |
| 広告種別 | □　建植広告　　　　　　　□　待合室広告 |
| 掲載場所 | □　信楽駅構内広告塔　　　□　信楽駅待合室広告枠 |
| 掲載内容 |  |
| 契約期間 | 平成　　　　年　　　　月　　　　日　から平成　　　　年　　　　月　　　　日　まで |
| 契約金額 | 金　　　　　　　　　　円　　 |
| 支払方法 | 一括支払 |

上記の契約について　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、甲という）と　信楽高原鐵道株式会社（以下、乙という）とは、次の条項により契約（以下本契約という）を締結する。

第１条　　広告掲出に要する諸手続は、乙が行う。

第２条　　本契約の期間満了１か月前までに、甲乙何れか一方より解約の申し出なき場合は、更に
１か年間有効とする。その後も同様とする。

第３条　　広告掲出料等の支払いは、契約締結時に１か年分を甲が乙に支払い、以後契約更新時に支払うものとする。なお、振込手数料等は甲が負担する。

第４条　　この契約に定めない事項については、その都度甲乙で協議する。

上記契約を証するため、本契約書２通を作成し甲乙各１通を所持するものとする。

平成　　　年　　　月　　　日

（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）滋賀県甲賀市信楽町長野１９２

信楽高原鐵道株式会社

代表取締役社長　　正木　仙治郎